

清掃業務請負契約書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に次の条
項により請負契約（以下「契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 乙は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターにおいて、最適な衛生的環境を確保することを目的とし、この請負契約書及び清掃業務仕様書（以下「仕様書」という）に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。

（請負金額）

第2条 前条の請負金額は、
円（うち取引に係る消費税額
及び地方消費税額は
円）とする。（年額・月額は別添
「月別支払内訳書」のとおりとする）但し、1ヵ月に満たない月の代金は日割計算とする。

2 乙は、前項の毎月の契約金額を翌月の10日までに甲に請求し、甲は乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、乙は支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。ただし、風水害その他甲の責に帰し難い理由による支払遅延に対しての期間は、これを支払遅延利息を支払う日数に参入しない。

（請負金額の改定）

第3条 前条第1項に規定する請負金額は、物価、経済状況の変化、最低賃金額の改定により人件費等が年度当初の想定を上回った場合、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合、甲乙協議の上改定することができる。

（請負期間）

第4条 本契約の請負期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。

（契約保証金）

第5条 契約金額の100分の10以上（沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は免除）

（禁止事項）

第6条 乙はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡、又は再委託してはならない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（現場責任者及びその責務）

第7条 乙は請負業務を円滑に行うため現場責任者を定め、その者をして委託業務に係る次の事項の任に当らせるものとする。また、現場責任者は定められた時間中、作業現場に常駐しなければならない。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) この契約の業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) 甲からの仕様書に基づく注文事項の受注及び仕様書外の特別発注事項の承諾
- (4) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、この契約の業務履行に関する委託者としての注文及び指示等を、現場責任者に対して行うものとする。

3 乙は、現場責任者の氏名を書面でもって甲に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

また、乙は、現場責任者を含む委託業務に従事する者の名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(業務遂行の計画及び報告)

第8条 乙は、清掃作業実施計画書を作成し、契約締結後速やかに甲に提出して、その承認を受けなければならない。

2 乙は、実施結果に関する記録を甲に報告し、業務の完遂を確認しあうものとする。

(検査)

第9条 甲は乙が行う作業の結果について必要な検査を行うことができるものとする。

(仕様書に不適合の場合)

第10条 作業の実施並びにその結果が仕様書に適合しない場合において甲は、乙又は乙の現場責任者に対しその作業が仕様書に適合するよう改善を求めることができるものとする。

(清掃作業に際しての遵守事項)

第11条 乙は甲の許可なく作業請負区域外の場所に作業従事者を無断で立入らせてはならない。

2 乙は、作業中に、設備、備品及び工作物に破損、若しくは滅失の事実又は事故発生のおそれのある箇所を発見したときは、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

(従事者の管理)

第12条 乙は、作業従事者を指揮監督し、身元、風紀、衛生及び作業中における規律の維持に関して一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、作業従事者が乙の従業員であると判明できるよう、常に制服・名札等を着用させなければならない。

(用具の準備)

第13条 清掃請負作業に使用する機械器具及び資材等は、特に定めのない限り乙が準備するものとする。

(用水電力その他の供与)

第14条 甲は乙の清掃作業に必要な用水・電力・光熱・休憩室・ロッカー・資機材置場等は無償で乙に供与するものとする。

(賠償責任)

第 15 条 乙は、本契約の規定に違反したことにより又は、乙及び乙の作業従事者の故意又は過失により、甲若しくは甲の職員又は、第三者に損害を与えた場合は一切の賠償の責に任ずるものとする。

(損害責任)

第 16 条 本契約の履行に関して乙の作業従事者に発生した損害については、乙が一切の責任を負うものとする。

(業務の代行)

第 17 条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証のため、あらかじめ代行者丙を定める。

- 2 乙の申し出により、甲が業務の代行の必要性を認めた場合は、丙が代行して業務を履行する。その場合、丙は乙に代わって本契約各条項を遵守しなければならないが、それにより乙の義務が免除されるものではない。

(契約の解除等)

第 18 条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
 - (2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
 - (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
 - (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- 2 翌年以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削減があった場合は、契約の内容を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙で十分に協議したうえで、本契約を継続することが困難である場合に限り本契約を解除することができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して 3 か月前に通知しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
- 5 甲又は乙の何れかが本契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より 60 日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちに本契約を将来に向かい解除することができる。
- 尚、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(違約金)

第 19 条 乙は、前条の規定により契約を解除したときは、甲が直接受けた損害額について違約金を甲に支払うものとする。

- 2 前項の違約金は、甲において契約解除時乙に対し支払うべき金額がある場合には、これを相殺することができるものとする。

(守秘義務)

第 20 条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 23 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(帳簿等の整備及び保存)

第 25 条 乙は、請負金額について、その収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
 - (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて、実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間は保存しなければならない。

(協議事項)

第 26 条 この契約書に定めのない事項または契約事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。

(特約事項)

第 27 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないように適切かつ確実に、業務の引継ぎを受けなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないように適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

この契約の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地の 1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院長

乙

丙